令和6年能登半島地震被災世帯 緊急支援給付金のご案内

給付金の支給額

給付金の支給時期

1世帯あたり**10**万円 児童1人あたり**5**万円

申請書を受理した後、5月下旬から順次支給します。

支給対象と給付金についての注意事項

支給対象となる世帯 ※基準日は令和6年1月1日です。

令和5年度「住民税が全額免除される水準となった方を含む世帯」

※子育て世帯加算は、上記のうち、平成17年4月2日から令和6年10月31日 までに出生した児童(1/1時点の施設入所中児童を除く)が属している世帯

給付金についての注意事項

- 申請書の提出期限は、令和6年10月31日(木)(消印有効)です。
- 「子育て世帯加算」は、原則として児童の属している世帯の世帯主に支給されますが、 別居している児童についても、生計が同一であれば支給される場合があります。なお、 R6.1.2~R6.10.31に出生した児童や別世帯で扶養している児童がいる場合は、申請書の 5 欄に記載してください。
- 申請時点で出産予定がある場合は、新生児分は出生後、令和6年10月31日までに別途申請してください。
- 申請内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の申請をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- 記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ令和6年10月31日までに、本市が、世帯 主等に連絡・確認できない場合には、本給付金の支給を辞退したとみなします。

 住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金コールセンター 076-204-7844 受付時間 9時~18時(土日・祝日を除く)

